

成年後見支援貯金に関する特約

(令和6年12月9日)

成年後見支援貯金は、当組合で定める「普通貯金規定」(以下、「規定」といいます。)または「普通貯金無利息型(決済用)規定」(以下、「無利息型規定」といいます。)によるほか、以下の特別約定(以下、「特約」といいます。)に定めるところにより取扱います。

1. (特約の適用範囲)

家庭裁判所からの指示書(以下、「指示書」という。)の交付を受けた者とし、かつ1口座に限定します。

2. (取扱店舗の制約)

口座開設店舗のみを取扱店とし、当組合の他の店舗では取扱できません。

3. (取引の方法)

口座の開設・解約、定期交付金の設定・変更・解除、払戻しの取引は「指示書」に基づき取り扱うものとします。取引にあたっては、「指示書」とともに、必要事項を記入し、予めお届けいただいた印章を押印した当組合所定の様式を提出してください。

4. (口座振替等)

この貯金口座は、各種利用料等の支払のための口座振替や、インターネットバンキングの利用ができません。

5. (キャッシュカード)

この貯金口座は、キャッシュカードの発行ができません。

6. (ATM利用制限)

この貯金口座は、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。

7. (少額貯蓄非課税制度)

この貯金口座は、少額貯蓄非課税制度(通称:マル優)の利用ができません。

8. (手数料)

この貯金口座の開設、維持・管理に係る費用(定期金交付目的で振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合を含みます。)として、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。

9. (決済用貯金)

貯金種別で決済用貯金を希望する場合、もしくは一般貯金と決済用貯金の併用を希望する場合はそれを認めるものとし、併用希望については、本特約第1条にかかわらず2つの口座開設とします。なお、決済用貯金は無利息とするほかは、一般貯金と同様の取扱とします。

10. (貯金者死亡時等の取扱)

利用対象者である成年被後見人が死亡した場合等、成年後見制度の適用外となった場合は直ちに当組合に届出てください。当組合所定の口座解約手続等が必要となる場合があります。

1 1. (適用条項)

- (1) 本特約に定めのない事項については規定または無利息型規定が適用されるものとします。
- (2) 本特約条項と規定または無利息型規定の条項の間で抵触する事項については、本特約条項が優先するものとします。
- (3) 本特約条項および規定または無利息型規定に定めのない事項が発生した場合は、信義誠実原則をもって当組合と協議のうえ決定するものとします。

1 2. (特約の変更)

- (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上